

複数校合同チーム参加規定

大阪市中学校体育連盟

1 趣旨

参加を承認する精神は、あくまで少人数の運動部による単独でのチーム編成が困難な場合の救済措置で、合同チームの編成希望があった場合認めていく。この場合、学校長の判断により、近隣の中学校等と合同でチームを編成し、大会に参加することができる。なお、複数校合同チームで参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

2 条件

① 参加規定

ア、個人種目のない競技種目※1に限る。

サッカー（11）、ラグビーフットボール（12）、軟式野球（9）、バレーボール（6）

バスケットボール（5）、ソフトボール（9）ハンドボール（7）

※1 ただし、（）内的人数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。

イ、合同チームは、原則として各区※2の複数校で編成する1つのチームである。

※2 各区内で編成することが困難な場合は、大阪市内での編成を認める。

ウ、学校単独では出場最低人数に足りず、チーム編成ができない場合※3に原則※4認める。ただし、勝利至上主義の趣旨でなく、合同が適正であると認められた場合に限る。

※3 2校ともに出場最低人数に足らない場合を基本とするが、どちらか一方の学校において人数を下回っていない場合でも、編成をしなければ救済ができない場合に認めるものである。3校以上の編成については、その校数が集まらなければチーム編成ができない場合のみとなる。

※4 編成期間内に救済対象となる学校が出場最低人数を満たした場合であっても、人数の偏りや学校事情により、引き続き編成する必要が認められる場合で、前年度大阪選手権（予選会を含む）以降に複数校合同チームの実績があるものについては、当年度においても、引き続き複数校合同チームを編成して、大阪選手権（予選会を含む）に参加することができる。

エ、合同チームとして、それぞれの学校教育計画に基づいて活動しており、学校長が承認し、監督と各学校の引率教員をつけ、日常的な活動を行っている部に限る。

オ、チーム名は連名で表示する。

カ、参加申込み手続きは、各専門部による。

キ、合同チームの引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員※5とする。

ただし、やむを得ない場合は、代表引率・監督を認める。

なお、部活動指導員および外部指導者は、代表引率・監督にはなれない。

※5 ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者をいう。

ク、合同チームの出場を認めた時、専門部理事は大阪市中体連本部まで報告する。

改 正 令和4年3月1日
令和5年1月2日